

# 止々呂美小中学校校舎増築に伴う 現場監理委託一般競争入札説明書

(制限付一般競争入札)

平成29年9月11日

本説明書は、止々呂美小中学校校舎増築に伴う現場監理委託にかかる一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものである。

## 1 入札に付する事項

- (1) 名 称 止々呂美小中学校校舎増築に伴う現場監理委託
- (2) 契 約 期 間 平成29年10月5日から平成30年3月16日まで
- (3) 業 務 内 容 現場監理業務 一式  
※ 別添「仕様書」を参照のこと。
- (4) 入 札 方 式 制限付一般競争入札とする。
- (5) 履 行 場 所 箕面市森町中地内
- (6) 予 定 価 格 予定価格は総額で定める。
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他関係法令に則ること。
- (9) 箕面市契約規則（昭和55年規則第40号）その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。

## 2 入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 平成29年9月1日現在で箕面市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント）に登録されており、参加希望業種が【建築設計】、等級区分が【A】で登録されていること。
- (2) 令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、新たに本市入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者であること。
- (5) 本入札の公告日から落札決定までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置の期間がな

い者であること。

- (6) 平成24年度以降、国又は地方公共団体が発注した延床面積2300㎡以上の建築設計又は建築に伴う現場監理の元請としての実績を有する者であること。
- (7) 大阪府内に本店、支店又はこれに準ずるものを有している者であること。
- (8) 仕様書に記載している対象業務に必要な技術者について、一級建築士の資格を有する者で各工種毎1名を監督員にあてること。また、建築工事にあたる監督員1名を主任監督員とすること。
- (9) 主任監督員及び監督員は期間中当該工事現場に出務し、現場監理にあたること。

### 3 入札事務の担当部署

〒562-0003

箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館6階 TEL：072-724-6714）

※入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が各自取得すること。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

### 4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、以下のとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

#### (1) 提出書類（各1部）

- ①競争入札参加資格確認申請書（様式第8号）
- ②2(6)に係る業務実績を証明する書類（例：契約書の写し、発注者が作成した履行証明書又は履行の確認ができる書類で、延床面積の記載があるもの等）
- ③2(8)に係る主任監督員として配置を予定している一級建築士資格の写し及び経歴書

#### (2) 提出方法

持参又は書留郵便（締切日必着）により、平成29年9月22日（金）午後5時までに提出すること。

#### (3) 提出場所

〒562-0003

箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館6階 TEL：072-724-6714）

#### (4) 申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

#### (5) 入札参加資格の確認は、競争入札参加資格確認申請書等の提出期限の日現在をもって行うものとし、その結果を競争入札参加資格確認通知書により、申請者

宛電子メールで通知する。

- (6) 入札参加資格がないと認められた者は、9月26日（火）までに、書面により無資格理由について説明を求めることができる。

## 5 質問書に関する事項

- (1) 公告、入札説明書、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書に必要事項を記入の上、メールで送信すること。
- (2) 質問書の提出期限：平成29年9月28日（木）正午まで（必着）
- (3) 送信先アドレス：kenchiku@maple.city.minoh.lg.jp  
メール件名は、「止々呂美小中学校校舎増築に伴う現場監理委託質問書（事業者名）」とし、宛先担当部署は、箕面市みどりまちづくり部建築室（TEL：072-724-6947）とする。
- (4) 質問及び回答は、市ホームページに随時掲載する。

## 6 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

- (1) 入札にあたり提出する書類  
入札書
- (2) 入札書の提出場所  
箕面市役所別館 6 階 総務部契約検査室
- (3) 入札書の提出日時  
平成29年10月4日（水）午前9時から午後5時まで
- (4) 入札書の提出方法  
入札書は、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「止々呂美小中学校校舎増築に伴う現場監理委託入札書」と朱書して、必ず持参すること。
- (5) 入札者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税等相当額を減じた金額）を入札書に記載すること。
- (6) 入札者が代理人をして入札する場合は、委任状を提出し、入札書には所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって入札すること。ただし、箕面市に届出た使用印鑑を入札書に押印する場合は、委任状は不要とする。
- (7) 入札書の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。
- (8) 入札者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (9) その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。

## 7 入札書の開札場所・日時等

### (1) 入札書の開札場所

箕面市役所別館 6 階 入札室

### (2) 入札書の開札日時

平成29年10月4日（水）午後5時00分

### (3) 入札者立会のもと開札を行う。

再度の入札は、初度の入札の開札時から立会を行った者のみで実施するものとし、立会のなかった入札者は再度の入札を棄権したものと見なす。

再度の入札は、1 回を限度とする。再度の入札を行う場合、入札書は当日配布するので、その場で記載押印すること。

### (4) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

## 8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

### (1) 入札保証金は、免除する。

### (2) 契約保証金は、免除する。ただし、履行保証保険による保証を付さなければならない。この場合における保証金額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。

## 9 契約書作成の要否

### (1) 契約書は、市の指定する様式とする。

### (2) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

## 10 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

### (1) 入札参加資格がない者のした入札

### (2) 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札

### (3) 入札価格を改ざん又は訂正した入札

### (4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

### (5) 指定の日時まで提出しなかった入札

### (6) 本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札

### (7) 本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札

### (8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

### (9) 委任状の提出のない代理人のした入札

- (10) 入札談合に関する情報があつた場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- (11) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (12) 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- (13) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

### 1 1 調達手続の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- (1) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (2) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき

### 1 2 その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札者の名称及び入札金額は、市ホームページ等で公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があつた場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。